

有料老人ホームに該当する サービス付き高齢者向け住宅の留意事項について

サービス付き高齢者向け住宅では、状況把握と生活相談サービスが必須で提供されるサービスになりますが、下記のサービスのうち、いずれかのサービスを1つでも提供する場合は、老人福祉法第29条の規定に基づく有料老人ホームに該当となります。

【サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書 別紙より一部抜粋】

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

	サービスの種類	提供形態			提供の対価(概算・月額)		詳細については、 別添 4 のとおり
高齢者生活支援サービス	状況把握 生活相談	☐ 自ら ☐ 委託			約	円	
	食事の提供	☐ 自ら ☐ 委託	☐ 提供しない	約	円		
	入浴等の介護	☐ 自ら ☐ 委託	☐ 提供しない	約	円		
	調理等の家事	☐ 自ら ☐ 委託	☐ 提供しない	約	円		
	健康の維持増進	☐ 自ら ☐ 委託	☐ 提供しない	約	円		
	その他	☐ 自ら ☐ 委託	☐ 提供しない	約	円		

→ これらのサービスのうち、「自ら」又は「委託」に1つでもチェックが入る場合や、チェックが入らなくとも一体的にサービスを提供していると認められる場合は、有料老人ホームに該当となります。

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出は必要ありませんが、下記の留意点がありますので、ご確認をお願いいたします。

札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針について

- ・本市が定める指針に基づき指導対象となります。指針・様式等はホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

重要事項説明書について

- ・サービス付き高齢者向け住宅の「登録事項等についての説明書」だけでなく、指針に基づく重要事項説明書を作成する必要があります。両方の記載事項を一体化、簡素化した様式で作成することで、二つの説明書の作成が不要となります。本市ホームページ（下記アドレス参照）に掲載している「札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針で定める様式」をご利用ください。<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html>

実地検査について

- ・老人福祉法に基づく有料老人ホームとしての実地検査の対象となります。

運営懇談会の設置について

- ・運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会の設置をお願いします。

管理規程の制定

- ・利用料、サービスの内容及びその費用負担、医療を要する場合の対応などを明示した規程を設けるようお願いします。上記内容を含む資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として取り扱って差し支えありません。

事故報告について

- ・住宅内で起きた事故について、本市で定める「札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱」に準じて本市に報告する必要があります。
- ・提出先：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課施設指導係

感染症関係について

- ・感染症で報告が必要な場合がありますので、本市の下記ホームページからご確認ください。
- ・ホーム＞健康・福祉・子育て＞福祉・介護＞高齢福祉・介護保険＞介護事業者のみなさまへ＞感染症・食中毒＞社会福祉施設等における感染症等発生時の報告について

建築基準法上の用途の取扱いについて

- ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途については、平成29年10月1日以降に申請されるものより、全て「老人ホーム」として取り扱われます。詳細については、下記担当課にお問い合わせください。
- ・担当課：都市局建築指導部建築確認課（電話：011-211-2846）

指針・重要事項説明書等は本市の下記ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。
ホーム＞健康・福祉・子育て＞福祉・介護＞高齢福祉・介護保険＞介護事業者のみなさまへ＞施設サービス＞有料老人ホームについて

- ・<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html>

お問い合わせ先

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課施設指導係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
電話：011-211-2972